

沢石地区

1 土地利用の基本方針

長い時間をかけて創り出された原風景と共生できる里づくりを目指していくため、次のゾーン区別の土地利用の方向性に基づき、秩序ある土地利用の促進に努めるとともに、更にエリアを定め地域に根ざした土地利用を図ることとする。

ア 農地保全ゾーン

農用地は、農産物の安定供給ばかりでなく、洪水調整機能等公益的機能の維持による安全・安心の確保や地区の原風景を形成している基盤として重要な役割を担っていることを踏まえ、その農用地の維持・保全に努めていくものとする。

イ 森林保全ゾーン

森林は、農用地と同様に洪水調整機能等公益的機能の維持による安全・安心の確保を担っていることを踏まえ、その森林の維持・保全に努めていくものとする。

なお、特に当該地区の森林は、地区内における水瓶であるため、森林の維持・保全はもちろんのこと、森林の適正な管理に努め、その水質の保全を図っていくものとする。

ウ 公共施設ゾーン

沢石会館をはじめとする各行政区公民館、沢石小学校等学校施設は、地域住民の活動・交流の場や緊急時の避難場所として位置づけ、その周辺の環境保全に努めていくものとする。

エ 既存住宅ゾーン

快適で安全・安心な生活環境の形成を図りながら、既存集落の維持に努めていくものとする。

オ 地域の宝エリア

神社仏閣及び里山や鎮守の森等の周辺については、地域の宝として位置づけ、次世代に継承する区域とし、その環境保全に努めていくものとする。

カ 除染廃棄物仮置場エリア

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能汚染土の仮置場エリアは、保管してある除染廃棄物等が中間貯蔵施設等へ搬出された後、原形復旧を原則としているが、敷地の造成等が実施されていることから、土地の返還後の土地利用については、土地所有者及び地元関係者との協議により改めて決定する。

2 計画的な土地利用への誘導

土地利用の基本方針に基づいてゾーニング及びエリア設定している「計画図」に沿って、各ゾーン及びエリアの適正な土地利用に努めるとともに、新たな住宅建築等の開発行為に関しては、既存集落への近接配置を基本とし低未利用地へ誘導することとする。切土盛土等の土地の形質を変更する場合は、開発による環境負荷が最小限となるような開発行為に努めるものとする。

なお、新たな商業施設（店舗付き住宅を除く。）については、田村三春小野都市計画区域において商業系の用途地域として指定されているエリア、新たな工業施設については、既存の工業団地に誘導するものとする。

沢石まちづくり協会

